

# 自動車運送事業者に対する現行の安全対策の概要

## 参入時のチェック

(資料4 22頁)

### 安全を含む事業遂行能力を担保

#### 【安全性確保のための主な要件】

- 安全運行上適切な事業計画の提出
- 運行管理者、整備管理者の必要人数の選任
- 事業計画等を遂行上必要な運転者の確保 等

#### 【新規許可事業者に対する指導強化】

- 許可時の講習強化による法令遵守の徹底
- 運輸開始時の施設等の確保状況確認

## 関係行政機関との連携

### 【警察からの通報制度】 (資料4 29頁)

- 重大事故、酒気帯び運転、過労運転等の道路交通法違反者の通報制度
- 車両構造に起因する事故情報の通報制度

(資料4 30頁)

### 【厚生労働省との相互通報制度等】

- タクシー事業者への労働基準監督機関との合同監査
- 最低賃金法違反等の場合の相互通報制度
- 労働時間改善基準告示の準用
- 社会保険等への未加入事業者の通報制度

## 事業者が遵守すべき事項

### 運行管理制度 (資料4 1～9頁)

営業所ごとに車両台数に応じた運行管理者(国家資格)を選任

#### 【運行管理者の主な業務】

- 運転者の勤務時間等の適正管理
- 点呼による運転者の健康状態の把握等
- 運転者に対する指導監督
- 国への事業用自動車の事故報告 等

#### 【事故等を引き起こした運行管理者への措置】

- 講習受講の義務付け
- 悪質な法令違反者に対する資格者証返納命令

### 運転者 (資料4 10～15頁)

- 運転免許の取得(二種免許、大型免許等)
- 点呼時における必要事項の報告
- 日常点検の実施
- 適性診断の受診 等

### 車両 (資料4 16～19頁)

- 営業所ごとの整備管理者の選任
- 日常点検、定期点検の確実な実施
- 整備管理者研修の義務付け 等

### 施設 (資料4 20～21頁)

- 休憩仮眠施設の整備
- 車庫の確保
- 自動車の点検施設の設置 等

## 事後チェック

(資料4 31～33頁)

事業者の法令遵守を徹底させる観点から、全国52運輸支局が統一の方針により監査を実施。

### 【従来の監査制度】

- 事故又は違反を惹起した事業者が主な監査対象
- 事前通告制

### 【18年2月以降の監査制度】

事故の予防的な観点からの監査へ重点化

- 原則無通告
- 新規事業者に対する早期監査の実施
- 処分の改善状況のフォローアップ監査
- 街頭・添乗監査

### 【18年4月以降の監査制度】

労働基準監督機関等との連携強化

- タクシー事業者への労働基準監督機関との合同監査
- 労働基準監督機関との相互通報制度の拡充
- 社会保険未加入状況等の通報制度

### 年間監査件数・処分件数

	監査	処分
14年度	6,989件	3,617件
15年度	7,634件	4,268件
16年度	9,042件	4,570件

## 国が指定する機関による対策

### 【貨物自動車運送事業適正化実施機関による安全対策】 (資料4 23～25頁)

- 事業者巡回指導
- 講習会の実施
- 安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度) 等

### 【東京、大阪のタクシーセンターによる安全対策】

- タクシー運転者登録業務、運転者証の交付業務 (資料4 26～27頁)
- 事業者巡回指導、街頭指導
- 講習会の実施 等

### 【(独)自動車事故対策機構】 (資料4 28頁)

- 運転者適性診断の実施
- 運行管理者指導講習の実施